

成田市の公園では、 ドローン等の飛行は規制されています。

公園内でのドローンやラジコンヘリ等の飛行は、成田市都市公園条例の「**行為の禁止**」に該当します。飛行させるには市の許可が必要となります。

一部の公園では、航空法または小型無人機等飛行禁止法でドローン等の飛行が規制されています。飛行には各種法律の手続き及び成田市都市公園条例に基づく公園使用の許可が必要となります。

航空法の規制 対象：重量100g以上のもの

空港周辺、人口集中地区及び150m以上の高さの空域ではドローン等の飛行は原則禁止されています。飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。

小型無人機等飛行禁止法の規制 対象：重量100g未満を含む全てのもの

成田国際空港の敷地及びその周辺おおむね300mの周辺地域の上空でのドローン等の飛行は原則禁止されています。

飛行させたい場合、空港管理者若しくは土地の所有者・占有者の同意が必要となるほか、千葉県公安委員会への事前通報が必要です。

令和5年3月現在



公園内でドローン等を飛行させる場合の手続き

航空法の規制

人口集中地区または
成田国際空港周辺地域

※成田市内の公園は全て含まれます

公園管理者との事前協議

国土交通大臣
による許可※

小型無人機等飛行禁止法の規制

成田国際空港の周囲
おおむね300mの周辺地域

対象地域図：<https://www.mlit.go.jp/common/001352717.pdf>

(国土交通省HP)

公園管理者との事前協議

国土交通大臣
による許可※

公園管理者の同意
&
千葉県公安委員会
への事前通報

※重量100g以上の場合

飛行の計画が他の公園利用者への迷惑となり、
ケガをさせる恐れが無いか公園管理者と協議

市による公園使用の許可

【お問合せ先】

- 公園の使用許可について
成田市都市部公園緑地課 TEL：0476-20-1562
- 無人航空機の飛行ルールや許可等の申請の方法について ⇒
国土交通省航空局HP：https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

